監督命令

平成２６年（再）第１５号
東京都新宿区大久保２丁目２番12号東新宿ファーストビル２Ｆ
再生債務者　株式会社韓流百貨店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目６番１号　丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所　弁護士　早川　　学
平成26年４月21日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令変更

平成２３年（再）第１号
静岡県菊川市河東5442番地の５
再生債務者　学校法人南陵学園
主文　平成24年１月24日にした監督命令中、監督委員を「静岡市葵区呉服町１丁目１番14号呉服町圭田ビル７階　まどか法律事務所　弁護士　青島　伸雄」と変更する。
平成26年４月22日
静岡地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
千葉市美浜区打瀬２丁目１番地２　公園西の街２―1003号
再生債務者　永島　幹夫
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月29日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年７月８日から平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再）第１号
静岡市駿河区手越原14番地の３
再生債務者　株式会社すぎはら
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年７月10日から平成26年７月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第７０号
山梨県南都留郡山中湖村山中195番地
再生債務者　旭正株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年６月10日午後２時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年６月２日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年５月27日
平成26年４月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第２号
神奈川県厚木市岡田3050番地
再生債務者　フェトン株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年６月17日午前11時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年６月９日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年６月３日
平成26年４月21日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２５年（再）第５６号
東京都港区虎ノ門１丁目７番７号
再生債務者　東京セラミックス株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第６３号
大阪府守口市菊水通２丁目９番13号
再生債務者　株式会社ビジョン・ホールディングス
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第６４号
大阪府守口市菊水通２丁目９番13号
再生債務者　株式会社ビジョンメガネ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第６９号
神戸市中央区三宮町１丁目９番１―047号センタープラザ地下１階
再生債務者　株式会社ケイズオプティック
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第７１号
神奈川県横浜市都筑区加賀原１丁目12番18号
再生債務者　高橋　肇治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再イ）第２９号
北海道小樽市若松１丁目９番13号
再生債務者　谷口　智彦
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成26年４月23日　札幌地方裁判所小樽支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３号
千葉県いすみ市岬町椎木539番地２
再生債務者　平山　大輔
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月28日から平成26年６月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２６年（再イ）第２０号
兵庫県芦屋市打出小槌町３番23―210号
再生債務者　濱辺　秀男
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月21日から平成26年６月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第４３号
千葉県船橋市前貝塚町844番地31
再生債務者　高橋　基美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月29日から平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第１号
鹿児島県南九州市知覧町瀬世5329番地３
再生債務者　中山　純一
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月20日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月３日から平成26年６月10日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部